- 〇 主文
- 一 原判決を取り消す。
- 二 被控訴人の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 〇 事実
- 第一 当事者の求めた裁判
- 一 控訴人
- 主文同旨
- 二被控訴人
- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 第二 当事者の主張

次のとおり付加するほか、原判決事実摘示のとおりである(ただし、原判決二枚目表一二行目の「本件支出」を「本件支出を」と、同裏末行の「著しい」を「著しく」と各訂正する。) から、これを引用する。

- 一 控訴人
- 1 本件条例六条は、本件条例二条別表で明記できないような、予想し得ない特別の考慮を必要とするものが生じた場合に備えて、市長が複雑多様化する行政需要、社会的諸事情に迅速かつ適正に対応するために補充的、特例的に置かれたもので、市長に対する委任の仕方に「特別の考慮を必要とするもの」という限定があること、「臨時に」支給することができるとされていることからして、議会が一定の要件の下に手当の支給を補充的、特例的に市長に委任したもので、十分な合理性があり、給与条例主義に抵触するものではない。
- 2 本件手当は、通常の業務と異なる特殊性を有する昼休み窓口業務の拡大に伴い、支給対象延べ人員が増大したことから、支給合計額の増大を招いたもので、本市の規模、職員数からして、市民サービスの充実のため止むを得ないものであり、また、本件手当は、将来職員数や窓口業務が大幅に増減した場合、職員の勤務に対する考え方や市民の昼休み時間に対する考え方が変化した場合などには勤務の特殊性が変化することがあり得ることから、将来的な見直しが予想されたため、支給期間を一年間として一年毎に臨時に支給されてきたものであるから、本件手支給が大規模で継続的な支給とはいえないし、もともと本件条例六条の前記制定趣旨からすれば、大規模で継続的な支給も同条の予定するところであるから、本件手当は適法である。
- 3 控訴人は、本件条例六条に基づき昼休み窓口業務が特殊性を有するとして議会の承認を得た上本件手当を支給したもので、本件手当の支給は、本件条例六条によって議会から市長に委任された授権の範囲内の行為として、行政需要の高まりに対応した控訴人の市長としての裁量の範囲内の事柄であって適法である。 4 本件手当は昭和五七年から支給されているところ、当時控訴人は助役にすぎ
- 4 本件手当は昭和五七年から支給されているところ、当時控訴人は助役にすぎず、何ら支給決定に関与していたわけではない(前任者の市長が決定したものである。)。控訴人は、前任者の措置を引き継いで本件条例六条に基づき本件手当を支給したもので、控訴人には本件条例を改正する権能もなく、本件条例六条に基づく支給が違法であることが一見明白とはいえない以上、条例改正の発案をする義務もないことからすると、誠実かつ合理的な判断に基づいて控訴人が本件手当を支給したことに過失はない。
- 二 被控訴人
- 1 本件条例六条にいう「臨時に」手当を支給できるとの要件は、同条例が手当の 支給に関し具体的にその規範や基準を定めたものであるから、厳格に解釈されるべ きである。
- 2 地方自治法二四二条の二第一項の四号請求に関しては、控訴人主張のように違 法性や過失を限定的に解釈しなければならない文言もなく、実質的にも地方公共団 体の行為に関連する事柄は住民の監視の下に行われるべきであるから、控訴人の見 解は誤りである。
- 第三 証拠(省略)
- 理由
- 一 請求原因1ないし3の各事実は当事者間に争いがない。
- 二 普通地方公共団体は、その職員に対して、条例で特殊勤務手当を支給することができる(地方自治法二〇四条二項、地方公務員法二四条六項、二五条一項、三項四号)が、反面、法律又はこれに基づく条例に基づかずには、いかなる給付も支給

することができない(地方自治法二〇四条の二、地方公務員法二五条一項)ところ、原本の存在及び成立に争いのない乙第一、第二号証によれば、熊本市においては、地方公務員法二四条六項に基づく条例として、熊本市一般職の職員の給与に関する条例を制定し、同条例一六条においては、特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定めるものとされ、これをうけて、職員の特殊勤務手当の支給に関し、熊本市職員特殊勤務手当支給条例(本件条例)が制定されていること、本件条例においては、手当の種類、手当を受ける者の範囲及び手当の額について別表を設けている(本件条例二条)ほか、同条例に定めるもの以外の勤務で特別の考慮を必要とするものに対しては、市長は、臨時に手当を支給することができ、その手当の額は、そのつど市長が定めることとされている(本件条例六条)こと、本件手当については本件条例の別表には記載されていないことが認められる。

三 控訴人は、本件支出は本件条例六条に基づくもので適法である旨主張するのに対し、被控訴人は、本件条例六条そのものが、その市長に対し手当の支給を白紙委任する内容のものであって、無効であり、仮に本件条例六条が有効であるとしても、同条に基づく支給は、特殊勤務について、「臨時に」かつ「そのつど」額を定めて支給できるだけであるのに、本件手当は、昭和五七年以降継続的に支給されてきたものであるし、そもそも昼休み窓口業務には特殊勤務性がないから、本件条例六条の要件を充たさず、同条に基づく支給とはいえない旨主張するので、以下、検討する。

1 本件条例六条の有効性について

したがって、本件条例六条そのものが、手当の支給を市長に白紙委任したものということはできず、同条が地方自治法二○四条の二等に規定するいわゆる給与条例主義に違反するものではないというべきであり、本件条例六条に基づく特殊勤務手当の支給であっても、それが同条の要件を充足する限り、適法な支給と解するのが相当である。

2 本件手当の本件条例六条充足性について

そのころから、類似の地方公共団体や九州管内の地方公共団体の昼窓業務の範囲の設定、勤務体制、休憩・休息時間の付与、手当等の実情を調査して検討を行い、昼窓業務導入のため職員団体と勤務条件の整備について交渉した(熊本市長と職員団体との間では、遅くとも昭和五〇年ころより、労働条件の変更に関する問題については、両者で事前協議することが合意されてきている。)。なお、当時の熊本市内部の調査では、昼窓業務に対し、時間外手当や特殊勤務手当の形で手当を支給している地方公共団体が約一四〇団体中六〇団体程度と相当数あった。

- (3) これに対し、職員団体側は、昼窓業務を実施すると、(1)労働基準法上の一斉休暇の原則が崩れる、(2)昼休み時間外に休憩時間が与えられても、休憩場所が整備されていないので昼食が取りにくく、外出も、市職員には制服が義務付けられていることもあって、市民から時間外に遊んでいると見られるおそれがあり、精神的に制約されるなど自由に休憩がとれない、(3)現状の人員のまま勤務時間の割り振りで対応すると、必然的に少ない人員で昼窓業務をさばくことになり、昼休み中の一人当たりの業務量が増え、労働強化となる、として反対し、結り、昭和五三年七月に、前記(1)の従前の取扱いのほかに、新たに印鑑証明書の交付を加えて窓口業務を拡大することが実施された程度にとどまり、昼窓業務の導入には至らなかった。
- (4) しかし、昭和五六年に熊本市庁舎が新設されたことから、「新庁舎に見合うサービスを」として、再び市民やマスコミ、議会から昼窓業務の要望が高まったため(手当を導入してでも昼休みの窓口業務を行うようにすべきであるとの新聞論調もあった。)、熊本市(市民局)においても昭和五七年から昼窓業務導入の本格的な検討に入った。
- (5) 熊本市は、全国及び九州管内並びに熊本県内の主要地方公共団体について、昼窓業務実施の有無、業務の範囲、勤務体制、休憩・休息時間の取り方、手当の有無等を調査した上、職員団体と折衝した結果、職員団体側も昼窓業務を求める世論に押され、昼窓業務の導入自体は止むを得ないとしつつ、前記(3)(1)ないし(3)を理由に、代償措置を求める対応をとった。

- (8) 昼窓業務に対する特殊勤務手当は、翌昭和五八年より、毎年支給され(適用期間は、当該年の四月一日から翌年の三月三一日まで)、支給額は、ベースアップに伴い、毎年改定されてきた。なお、熊本市では、給与・手当等の予算を含む毎会計年度予算について議会の議決を得るに際し、給与関係の費目として特殊勤務手当を挙げており、昼窓手当もその中から支給されている。
- (9) 控訴人は、昭和六一年一二月、熊本市長に就任したが、市長就任後、前市長時代と同様に、毎年度毎に昼窓業務に対して特殊勤務手当を支給してきた。なお、昼窓業務は、平成元年一一月一日からは熊本市の税務部門にも拡大された。 (10) 熊本市当局は、昭和六三年ころから、同じく昼窓業務に従事しながら、特殊勤務手当の対象となる部署とそうでない部署があることによる不均衡が生じた。
- (10) 熊本市当局は、昭和六三年ころから、同じく昼窓業務に従事しながら、特殊勤務手当の対象となる部署とそうでない部署があることによる不均衡が生じたり、特殊勤務手当の対象とならない部署からの苦情が出てきたこと、反面、昼窓業務に対して特殊勤務手当の支給対象となっている部署においても、昼窓業務が定着化し、それが特殊な勤務であるという意識が薄らいできたことから、特殊勤務手当の支給の見直しを検討し、毎年の協議の都度、職員団体にも撤廃を含めた検討を求めていたが、応じるところとはならないまま推移していた。 (11) この間、熊本市議会や市民の間から、昼窓業務に対して特殊勤務手当を
- (11) この間、熊本市議会や市民の間から、昼窓業務に対して特殊勤務手当を支給することについて格別の異論は出されなかったが、平成二年三月ころから、昼窓業務は当然のことであり、業務に不快性や特殊性がないにもかかわらず、手当を支給するのは問題であるとして、市民やマスコミから批判が出始め、同年四月にその廃止・既払手当の返還を求める住民監査請求がされたり、同年六月に本件訴訟が提起されるなどしたため、控訴人は、平成三年二月に職員団体の了承のもとに昼窓業務に対する特殊勤務手当を廃止することとした。
- (二) 右認定した事実に基づき、本件手当が本件条例六条に該当するものといえるか否かについて考えるのに、本件条例六条が、一定の要件を課したうえ、市長の合理的な裁量のもとに特殊勤務手当の支給を認めていることは前記1で説示するとおりであるところ、昼窓業務の実施は、昼休みは休憩時間であって窓口業務を行ないという従来からの取扱いを変えるものであるから、これに反発する職員団体のはも無理からぬ面があること、手当の支給は、昼窓業務の実施の代償措置として職員団体から要求されたもので、昼窓業務の実施がされていない当時の状況のもとでは、前記(一)(3)(1)ないし(3)の事情をもって昼窓業務に特殊性があるとした当時の市長の判断ひいてはこれを引き継いだ控訴人の措置が市長のもな裁量権の範囲を逸脱したものとは認め難いし、手当の支給期間、その額も毎年決定されていたことからすると、同手当の支給が「臨時に」かつ「そのつど」決定されたものというべきである。
- もっとも、控訴人が熊本市長に就任した昭和六一年当時は、すでに昼窓業務に対する特殊勤務手当が支給されはじめてから四年を経過しており、このことからとのと、控訴人が市長就任当時及びそれ以降は、右手当が臨時に支給されるものとは薄らいできていたとみる余地もないではななおが、本来与当を、本件条側にもらず、六条に基づいて支給してきたのは、右手当の支給の見れてもいることから当面の措置として行われたものといえるし、右手当の支給のといても、毎年度職員団体との協議のうえ、結果として手当の支給を決定してあるいであり、特殊勤務手当の支給自体については議会の議決を経ているのであり、特殊勤務手当の支給自体については議会の議決を経ているのである。「特別の考慮を必要とする」特殊な勤務に対えないるのであるとした市長である控訴人の判断がその裁量権を逸脱したものと認定して妨げないきである。
- なお、本件支出は、延べ人員一万〇二二一人に対し合計一〇二九万〇九二七円という多額なものとなっているけれども、そうであるからといって、昼窓業務に対する市民の要望や右の支給経過に照らせば、本件手当の支給が本件条例六条の予定したところではないとか、運用上給与条例主義に違反するものとはいえないと解するのが相当である。
- したがって、本件支出が本件条例六条に違反し、違法であるとする被控訴人の主張 は理由がないから、控訴人に対し、本件支出額と同額の損害賠償を求める被控訴人 の請求は理由がないものとして棄却すべきである。
- 3 控訴人の故意・過失についてのみならず、前記2(一)で認定した事実によれば、控訴人は、昼窓業務に対し特殊勤務手当の支給を決定した前市長の方針を受け継いだものであるし(原審証人Aの証言によれば、当時控訴人は熊本市の助役であったことが認められるけれども、同手当の支給権者は当時の市長であるから、その

ことだけでは、控訴人自身に同手当支給の責任があるとはいえない。)、毎年度毎に熊本市当局と職員団体との交渉を踏まえたうえ、支給の是非を検討して、なお手当を廃止するには至らないと判断して昼窓業務に対する特殊勤務手当の支給を決定してきたものであるし、右手当の支給に対して市民やマスコミの批判が出始めたのは本件支出の終了間際である平成二年三月ころからであって、控訴人においてこれに速やかに対応して平成三年二月には手当の支給を廃止していることからすると、昼窓業務が特殊な勤務にあたらないとの意識が職員や市民の間に定着したのは本件支出後であるといえるから、控訴人が本件支出をするに際し、控訴人に故意又は過失があったとも言い難い。

失があったとも言い難い。 したがって、この点からしても被控訴人の請求は理由がないというべきである。 四 よって、これと趣旨を異にし、被控訴人の請求を認容した原判決は不当である から、民訴法三八六条により原判決を取り消して被控訴人の請求を棄却することと し、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法七条、民訴法九六条、八九条を適用し て、主文のとおり判決する。

(裁判官 柴田和夫 有吉一郎 山口幸雄)